

令和8年2月6日

職員の懲戒処分等について

地方公務員法等に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

1 処分対象者及び処分内容

所属	補職	年代	性別	処分内容	処分理由	事案の概要
建設水道部	総括主査	40代	男	減給10分の1 (3月)	地方公務員法第29条 第1項第1号及び第 2号	令和6年11月から令和7年10月までの間、自身の担当する業務において、適正な決裁手続きを経ず公印を不正に使用し、21件の公文書を作成し交付したほか、14件の事務処理を遅延させた(令和8年1月5日に発覚)。 なお、作成した公文書に虚偽記載はなかった。
建設水道部	課長	50代	男	戒告	地方公務員法第29条 第1項第2号	上記職員を管理監督し、所管業務を適切に進捗管理する義務を怠った。

2 処分年月日

令和8年2月6日